

## 概要

厚生労働省省内事業仕分けの指摘を踏まえ、障害者雇用率達成指導の実効性が向上するように、雇入れ計画期間及び公表猶予基準の見直しを行う。

## 見直し内容

	旧	新
①雇入れ計画期間	<b>3年</b>	<b>2年</b>
適正実施勧告時期	・雇入れ計画2年目の6月	・雇入れ計画1年目の12月

## ②公表猶予基準の明確化

	旧	新
公表基準	・雇入れ計画終期の年の全国平均実雇用率未滿	・雇入れ計画終期の年の全国平均実雇用率未滿
公表猶予基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の障害者雇用の取組状況から<u>速やかに実雇用率が前年の全国平均実雇用率以上となると判断できるもの</u></li> <li>・特例子会社の設立を1年以内を実現するための<u>具体的な取組を行うこと</u></li> <li>・<u>障害者雇用に関する取組みを実施し、その結果一定の実雇用率(1.2%)を達成すること</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の障害者雇用の取組状況から<u>実雇用率が速やかに前年の全国平均実雇用率以上となると判断できるもの</u></li> <li>・1年以内に、特例子会社の設立を実現し、かつ、<u>実雇用率が前年の全国平均実雇用率以上となると判断できるもの</u></li> </ul>

\* 適用時期: ①については、平成23年6月1日現在の障害者雇用状況報告に基づき、平成24年1月1日を始期とする雇入れ計画から、②については、平成24年3月公表時からそれぞれ適用。

## 省内事業仕分けでの指摘事項について

平成22年6月28日に雇用管理指導業務について、「障害者雇用率を達成させるための指導は、計画的かつ効果的に行われているか」といった観点から事業仕分けを実施。

評決結果は「事業は継続するが、更なる見直しが必要」とされ、仕分け人からは、以下の具体的な指摘があり。

### 指摘事項

- 最終段階で企業名を公表するというのがまだ非常に少ないわけですが、企業の社会的責任に徴して、企業名をもっと早い段階で公表するとか、より効果的な措置がとれないのか。
- 30回もかけて指導するのであれば、もっと早い時期に企業にわからせるべきではないのか。

# 障害者雇用率達成指導の見直し案【新旧対照表】

雇入れ計画期間

特別指導期間

(平成23年6月1日現在の雇用状況から雇入れ計画作成命令を発出した場合)

	1年目												2年目												3年目												4年目												5年目																																			
	平成23年												平成24年												平成25年												平成26年												平成27年												平成28年																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																								
旧	①	●																																																																																		
	②	●												▲																																																																						
	③	●												▲												●												■																																														
	④	●												▲												●												■												●												×																						
		障害者雇用状況報告												雇入れ計画始期												適正実施勧告												雇入れ計画終期												特別指導始期												特別指導終期												公表										
新	①	●																																																																																		
	②	●												▲																																																																						
	③	●												▲												●												■																																														
	④	●												▲												●												■												●												×																						
		障害者雇用状況報告												雇入れ計画始期												適正実施勧告												雇入れ計画終期												特別指導始期												特別指導終期												公表										

- ① 適正実施勧告を受けなかった企業
- ② 適正実施勧告を受けた企業のうち、特別指導対象基準に該当しなかった企業
- ③ 特別指導対象企業のうち、公表基準をクリアした企業
- ④ 公表に至った企業